施策目標名	医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること(施策目標 I -7-2) 基本目標 I :安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標7:品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器・再生医療等製品を国民が適切に利用できるようにすること								
	一般用医薬 ことが必要 ・ 厚生労 ための措置	であり、下記の医薬品の販売ルールを定え 動省のホームページに、一般用医薬品のイ	らさせ、医薬品販売の適 ンターネット販売を行う	正化を図る。 サイトのリストを掲載し、	者からの相談に応じて必要な情報を提供する 安心して一般用医薬品を購入できるようにする 、医薬品の販売ルールを遵守しているかを確認				
		【第1類】	【第2	 2類】	【第3類】				
	健康被害力	用等により日常生活に支障を来す程度の が生ずるおそれがある医薬品のうち、その 特にその注意が必要なもの	その副作用等により日 度の健康被害が生ずる	常生活に支障を来す程 おそれがある医薬品	第1類及び第2類以外の一般用医薬品				
	(対応する		(対応する専門家) 薬剤	師又は登録販売者	(対応する専門家) 薬剤師又は登録販売者				
	(患者・購入		(患者・購入者への情報)	 是供) 努力義務	(患者・購入者への情報提供) -				
	(購入者から		(購入者から相談があった	た場合の応答) 義務	(購入者から相談があった場合の応答) 義務				
施策の概要	(取扱場所)	薬局又は店舗販売業	(取扱場所) 薬局又は店	 舗販売業	(取扱場所) 薬局又は店舗販売業				
	(特定販売:	インターネットによる販売) 可	(特定販売:インターネット	 -による販売) 可	(特定販売:インターネットによる販売) 可				
	【2.医薬品等による健康被害への対応】 ・ 医薬品等による健康被害にあった被害者等に対し、裁判の和解等に基づく支援事業等を行うとともに、薬害に関する理解を深めることを目的として薬害教育の推進を図る。また、PMDAが実施する医薬品副作用被害救済制度等の運営、・ 医薬品等による健康被害を受けた方に対する支援業務を円滑に実施する。 【3.医療用医薬品の品質確保対策】 ・ 薬機法に基づき、地方厚生局及び都道府県が製造販売業者等への立入検査や不良品の回収指導等を行い、医薬品等の品質の確保を図っている。また、偽造医薬品を含む個人輸入のリスク情報の収集と周知を図る。 ・ 後発医薬品の使用促進のため、品質に対する信頼性確保のための取組として、市場で流通している後発医薬品の検査を行うことで、患者や医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるよう、一層の品質確保を図る。								
	安全性を確				類似事案の再発防止、医薬品の適切な品質と する無通告立入検査の強化、③行政処分基準				
	1	平成26年6月に新たな一般用医薬品の販 適正に使用されるよう、引き続き制度の定		と、若年者の間で医薬品	の濫用が問題になっていることから、医薬品が				
	2	医薬品の使用により生じた健康被害に関 による健康被害者に対する支援業務を円			制度等の運営及び和解などに基づく医薬品等				
施策実現のための	3	・厚生労働省は、都道府県及び(独)医薬品査察協定及び医薬品査察協同スキーム作成し、国際整合性を図るとともに、当局「※「GMP」(Good Manufacturing Practice)	ゝ。欧州、アメリカ、アジブ 間の相互査察が進むよう	7、豪州等の医薬品GMI 5活動を行っている団体)					
背景・課題		・ 医薬品の製造は自国内で完結しない場合も多く、国際的な生産がなされる中で、より国際的な監視体制の構築や査察内容の他国と の共有等を目的とLPIC/Sに加盟しているが、今後もPIC/S加盟当局の一員として各当局と同等の査察が行えるよう、都道府県を含めた 調査当局の査察能力の向上に努め、引き続き国際水準の調査体制の維持・向上を図る必要がある。							
		<ul> <li>昨今、後発医薬品製造販売業者において、重大な健康被害が多数生じることとなった事案の発生や、製造管理上の法令違反が発覚し行政処分の対象となるなど、後発医薬品の品質や安全性に対する国民の信頼を失墜させる事案が続いて発生したため、後発医薬品等の信頼回復に向けて必要な監視指導の強化など対応を継続する必要がある。</li> </ul>							
・ 後発医薬品使用割合は、全国平均は77.9%まで上昇している。ただし、90%近い使用割合の県もある一方で、32者 となっている(NDBデータ2020年3月時点)。このような中で、「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18 「骨太2021」という。)において、後発医薬品の数量シェアを、2023(令和5)年度末までに全ての都道府県で80%以上 目標が定められている。									
		達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由				
	目標1 一般用医薬品の販売制度の徹底 国民が安心・安全に医薬品を購入できるようにするために、販売制度								
	(課題1)	13~113年一小日本マンダスノレリンスマン 旧なから		の遵守が必要であるた	め。				
	目標2	医薬品等副作用被害救済制度等 による 実施	<b>適正かつ迅速な救済の</b>	医薬品の副作用等によ つ迅速な救済を行うこと	る健康被害を受けられた方々に対し、適正か が重要であるため。				
各課題に対応した 達成目標	目標3	都道府県のGMP調査に係る薬事監視体制	都道府県も、厚生労働省及び(独)医薬品医療機器総合機構とともにひとつの当局として、PIC/Sに加盟しており、国際水準の調査体制の維持・向上をはかるためには、都道府県のGMP調査に係る薬事監視						
	(誄越3)	(課題3) 体制の平準化・向上が必要であるため。							

			:国民における後発医薬	5品の品質に対する信	・ 後発医薬品の信頼性確保のためには、科学的な分析・評価を踏まえた対応が必要である。 ・ また、骨太2021において、後発医薬品の数量シェアを、2023(令和5)年度末までに全ての都道府県で80%以上とすることが新たな目標として決定されたため、その目標を達成するために医療関係者や一般国民における後発医薬品の品質に対する信頼の確保を図る必要がある。				
	(課題4)	頼の確保							
		区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
		当初予算(a)	1,293,712	1,355,301	1,782,931	1,256,012	1,253,449		
	予算の 状況	補正予算(b)	0	0	-3,719	2,281,330	0		
施策の予算額・執行額等	(千円)	繰越し等(c)	0	0	37,400	239,589			
		合計(a+b+c)	1,293,712	1,355,301	1,816,612	3,776,931			
	執行	額(千円、d)	1,112,001	1,096,846	1,114,070	3,533,889			
	執行率(	%、d/(a+b+c))	86.0%	80.9%	61.3%	93.6%			
		施政方針演説等	等の名称 アスティ	年月日	関係部分(概要・記載箇所)				
経済財政運営と改革の基本方針2021 施策に関係する内閣の軍		令和3年6月18日閣議 決定	後発医薬品の品質及び安定供給の信頼性の確保を柱とし、官民一 で、製造管理体制強化や製造所への監督の厳格化、市場流通品の 質確認検査などの取組を進めるとともに、後発医薬品の数量シェア を、2023 年度末までに全ての都道府県で80%以上とする						
要政策(施政方針演説等 のうち主なもの)	第208回国	会 衆議院厚生労 臣所信表明	動委員会 厚生労働大 演説	令和4年2月25日	づき、革新的な医薬品 の品質及び安定供給の 業務の推進や薬局の機 いります。加えて、医薬	については、医薬品産業等の開発を促進する環境等の開発を促進する環境 対象では、 対象では、 対象では、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	意の整備や、医薬品等。また、薬剤師の対人 、更に検討を進めてま 員会の御意見等も尊重		

			J		l .							
達成目標1につ	いて 一般用医薬品の肌	反売制度の徹底										
		指標の選定理由	に販売させて、その薬/ ければなら ・ 平成26年 判断した場	・ 薬機法第36条の9第1項第1号の規定により、第1類医薬品を販売・授与する際は、に販売させ、又は授与させなければならないこととされており、同法第36条の10第1項で、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に情報提供ければならないこととされている。 ・ 平成26年6月の法改正以降、薬剤師が、第1類医薬品が適正に使用されると認め判断した場合でなければ、情報提供は免除されないことに変更されたため、第1類医時の薬剤師による説明の実施状況を把握するため、測定指標として選定した。								
	指標1 第1類医薬品販売の際の情 報提供の実施率(アウトカム) 薬局及び店舗販売業		※ 実施率 た件数から 薬局・店舗	目標値は、例年の結果を踏まえ、毎年度:90%以上と設定している。 ※ 実施率は、調査員が調査対象薬局で第1類医薬品を購入した際に、情報提供が実施さ と件数から算出している。なお、令和4年度実績値については、一般用医薬品を販売してい 薬局・店舗販売業者3,054件を対象とし、うち、第1類医薬品については867件を対象に情報 共の実施状況等の調査を実施した。								
		基準値			度ごとの目標 度ごとの実績		目標値	主要な指標	達成			
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	毎年度				
		90%	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	0	0		
			91.0%	89.7%	94.3%	92.7%	93.5%					
		指標の選定理由	等)を行うこ 第1類医薬 されない。 ・ そのため	とが可能となる品が適正に	なったが、特 使用されると における、第	定販売の場 :認められる 51類医薬品	合であって と判断した <sup>は</sup>	も、測定指標 場合でなけれ	5売(インター 11同様に、 ルば、情報提 説明の実施:	整剤師が、 供は免除		
	指標2 第1類医薬品販売の際の情報提供の実施率(アウトカム) 特定販売(インターネット))	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	※ 実施率 た件数から ターネットで	算出している	が調査対象 る。なお、令 る。なお、令	薬局で第1類 和4年度実績 ているサイト	夏医薬品を購 賃値について -505件を対	「入した際に」 は、特定販 まとし、うち、		テい、イン		
		基準値			度ごとの目標 度ごとの実糸			目標値	主要な指標	達成		
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	毎年度				
測定指標		80%	-	-	-	80%以上	90%以上	90%以上		(Δ)		
			77.4%	81.5%	88.1%	91.6%	87.1%					

			・ 薬機法施行規則第15条の2第1項第1号の規定により、濫用等のおそれのある 売又は授与するときは、適正な使用のために必要と認められる数量を超えて購力 の選定理由 受けようとする場合はその理由を確認することとされている。 ・ 上記対応について実施状況を把握するため測定指標として選定した。							
濫用等のお 品を複数脚	指標3 濫用等のおそれのある医薬 品を複数購入しようとした時 の対応 薬局及び店舗販売業	度)の設定の根拠	目標値は、例年の結果を踏まえ、毎年度:70%以上と設定している。 ※ 実施率は、調査員が調査対象薬局で濫用のおそれのある医薬品を購入した際に、適切な 対応がなされた件数から算出している。なお、令和4年度実績値については、一般用医薬品を 販売している薬局・店舗販売業者3,054件を対象とし、うち、濫用等のおそれのある医薬品につ いては1,238件を対象に複数購入しようとした時の対応等の調査を実施した。							
(学问及)	の店舗販売未	基準値			度ごとの目標 度ごとの実績			目標値	主要な指標	達成
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	毎年度		
		60%	-	-	ı	70%以上	70%以上	70%以上		0
			52.0%	69.4%	73.3%	82.0%	76.5%			
			・ 平成26年6月の法改正以降、全ての一般用医薬品において、特定販売(インターネット則等)を行うことが可能となったが、特定販売の場合であっても、適正な使用のために必要と言られる数量を超えて購入し、又は譲り受けようとする場合はその理由を確認することとされる。							必要と認め とされてい
			・ そのため、特定販売における実施状況を把握するため、測定指標として選定した。 目標値は、例年の結果を踏まえ、毎年度:70%以上と設定している。							
濫用等のお 品を複数期	指標4 おそれのある医薬 構入しようとした時の対応	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	※ 実施率は、調査員が調査対象薬局で濫用のおそれのある医薬品を購入した際に、							売の届出 濫用等の
1年足級50	(127 17)	基準値			度ごとの目標 度ごとの実績			目標値	主要な指標	達成
		平成29年度	平成30年度	令和元年度		1	令和4年度	毎年度		
		40%	-	-	-	70%以上	70%以上	70%以上		0
			46.7%	45.8%	72.8%	67.0%	82.0%			

				l.		l.	l.			
達成目標2につい	で 医薬品等副作用被	女害救済制度等による過	適正かつ迅速	速な救済の第	と 施					
		指標の選定理由	医薬品の副作用等による健康被害を受けられた方々に対する救済事業であり、達成すっ 準としての測定指標を設定することはなじまないため、参考指標を記載している。							或すべき水
		目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠				-	_			
	-	基準値			度ごとの目標 度ごとの実績			目標値	主要な指標	達成
		-	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度		
		-	-	-	_	-	-	-		_
	【参考】指標5 医薬品副作用被害救済制		_	実統	 責値	-	_	_		
	度、生物由来製品感染等被 害救済制度における支給件 数(アウトプット)		平成30年度	令和元年度 1,287件	令和2年度 1,342件	令和3年度 1,214件	令和4年度 1,152件			
	【参考】指標6 重症スモン患者介護費用支 給者数(アウトプット)	実績値								
測定指標			平成30年度 79人	令和元年度 76人	令和2年度 69人	令和3年度 61人	令和4年度 55人			
	【参考】指標7 エイズ患者遺族等相談事業、		実績値							
	ヤコブ病サポートネットワーク 事業における相談件数(アウ		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度			
	トプット)		4,766件	5,038件	5,134件	4,579件	4,612件			
	【参考】指標8	実績値								
	サリドマイド被害者生活支援 等事業における相談件数(アウトプット)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度			
	(ソトノット)		3,535件	3,872件	3,678件	3,553件	4,099人			

【参考】指標9	実績値								
C型肝炎訴訟における和解 者数(アウトプット)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度			
		56人	37人	39人	34人	42人			

達成目標3につい	って 都道府県のGMP部	<b>書査に係る薬事監視体</b> に	制の向上								
				受講者に対して実施したアンケートにおいて理解が高まったと回答した受講者の割合に GMP調査担当者の質の向上が反映されていると考えられるため、当該指標を測定指標とし 選定した。							
	指標10 都道府県・独立行政法人医 薬品医療機器総合機構(PM DA)でのGMP査察研修の受	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	は令和5年 催した2回(	当該指標については、令和4年度医療・衛生WGの議論を踏まえ設定したものであり、正式  は令和5年度から算出を行う。令和4年度実績値については、代替値として、厚生労働省が3 催した2回の模擬査察を対象として算出した(アンケート回答人数(11人)のうち、「GMP査察 ついて理解が高まった」と回答した人数(11人))。							
	講者に対して実施したアンケートにおいて、GMP査察について理解が高まったと回答	基準値			度ごとの目標 度ごとの実績			目標値	主要な指標	達成	
	した受講者の割合 (アウトカム)	令和4年度	平成30年度		1	令和3年度	令和4年度	毎年度			
		-	-	-	-	-	90%	90%以上	0	0	
測定指標			-	-	-	-	100.0%				
	指標11 都道府県・独立行政法人医	指標の選定理由		研修内容や研修実施体制を強化することにより、都道府県のGMP調査に係る職員の質の向 上を図ることができるため、当該研修の実施回数を測定指標として選定した。							
		目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠				に分け、7ブ と設定してい		省において	それぞれ3回	回研修を実	
	薬品医療機器総合機構(PM DA)でのGMP査察研修の実	基準値		• •	度ごとの目標 度ごとの実績			目標値	主要な指標	達成	
	施回数 (アウトプット)	—————————————————————————————————————	平成30年度			令和3年度	令和4年度	毎年度			
		24回	24回	24回	24回	24回	24回	24回		Δ	
			24回	24回	3回	6回	22回				

達成目標4につい	いて 医療関係者や一般	と国民における後発医薬	疼品の品質(	こ対する信頼	頁の確保						
		指標の選定理由	後発医薬品の品質確保を図るため、品質確認に必要な検査を実施しており、この検査件数は 品質に対する信頼の確保に資する取組と考えられることから、測定指標として選定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、 同KPIと同じ指標を測定指標として設定】								
	指標12 後発医薬品の品質確認に必 要な溶出試験等の検査の実 施件数	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠		目標値は、当該試験検査を実施する国立医薬品食品衛生研究所、国立感染症研究所及び 方衛生研究所の検査能力を踏まえ、毎年度900品目と設定している。							
	(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関	基準値			度ごとの目材 度ごとの実終			目標値	主要な指標	達成	
	連:社会保障分野54】 【新経済・財政再生計画 改 革工程表のKPI】	-	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	毎年度			
	甲工性衣(JKPI)	-	900	900	900	900	900	900品目	0	(A)	
			891	833	528	552	集計中 (R5年10月 目途公表予			( <b>—</b> )	
測定指標	指標13 後発医薬品の使用割合(最 低の都道府県)	指標の選定理由	骨太2021において、「2023年度末までに後発医薬品の数量シェアを、全ての都道府県で80%以上」とされていることから、測定指標として設定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】								
			「経済財政運営と改革の基本方針2017」で定めた「後発医薬品の使用割合80%」に代わる割たな使用促進の数値目標について、都道府県の使用割合にばらつきがあることや前目標の80%に及ばなかったことも踏まえ、「2023年度末までに、全ての都道府県で後発医薬品の使割合を80%以上」としている。							前目標の	
	(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関 連:社会保障分野54】	基準値			度ごとの目標 度ごとの実績	目標値	主要な指標	達成			
	是. 江丛 怀许为 到 0 1	 令和2年度	平成30年度			1	令和4年度	令和5年度			
		70%					77.2%	80%		(A)	
					73.0%	73.2%	集計中 (R6年3月 目途完了予 定)			(Δ)	
	【参考】指標14	IC.	<u> </u>	実統	<del></del> 績値			<u> </u>			
	後発医薬品の品質確認に必 要な溶出試験等の検査にお		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度					
	ける適合割合		100%	100%	100%	99.8%	保5年10月 目途公表予				

第14回政策評価に関する有識者会議医療・衛生ワーキンググループ(令和5年8月10日開催)で議論いただいたところ、以下のご意見があり、これ を踏まえ、以下に示すような評価書の修正等を行った。

#### 【達成目標4について】

後発医薬品については、近年、企業の処分事案やそれに伴う後発医薬品の不足の問題が生じているのに、実績評価では施策が順調に進んでい るとなると、目標値や測定指標が本当に適切であったのかという疑問が生じるが、この点についてどのように考えているか。 検討会の意見等を踏まえ場合によっては指標も見直す可能性があるということでよいか。

#### 学識経験を有する者の 知見の活用

⇒ ご指摘のとおり、近年医薬品製造業者等のGMP違反による行政処分事案が続いている状況であり、厚生労働省においてはこれまでに責任役員 の設置や法令遵守体制整備を製造業者や製造販売業者等に義務付けるとともに、行政処分の基準の厳格化や無通告立入検査の実施強化といっ た行政による製造管理体制の監督強化などの対応を行ってきた

また、「医薬品の迅速・安定供給実現に向けた総合対策に関する有識者検討会」の議論を踏まえ、今後も、国・都道府県における薬事監視の体

おの強化や、国と都道府県の薬事監視の速やかな情報共有を含めた選携体制の整備を行い、薬事監視の質的な向上を図ることとしている。 達成目標4の分析・今後の取組の記載についても、いただいたご意見を踏まえ、現状や今後の改善の取組が分かるような記載に修正する。 本政策評価における指標設定については、薬事監視状況の全体的な実態や傾向を把握するということを主軸として、指標3において行政による 監視体制及び、指標4においてその結果として流通している医薬品の品質状況を組み合わせて評価できる指標設定としており、違反等により出荷し ていない医薬品を除き、流通している医薬品に問題がないことなどを示す限りにおいては、適切だと考えている。

しかしながら、後発品の供給問題に至る原因や課題は、各種検討会において検討されているところであり、その議論も見守りながら、指摘された 課題の解決を達成目標に反映できるものがあれば、今後適切に変更してまいりたい。

目標達成度合いの測定結果 (各行政機関共通区分)③【相当程度進展あり】

(判定結果) B【達成に向けて進展あり】

#### (判定理由)

#### 【達成目標1 ・般用医薬品の販売制度の徹底】

- 指標1の実地における第1類医薬品販売の際の情報提供の実施率は、調査結果の関係団体への周知や、調査結 果をもとに各自治体にて不遵守施設の監視指導を行うことで順調に増加し、平成30年度に目標値であった90%を達 成した。令和2年度から令和4年度まで連続して目標値を達成した。
- 指標2の特定販売における第1類医薬品販売の際の情報提供の実施率について、令和3年度の実績値は令和4 年度目標値を超えた。令和4年度は令和3年度より実績が低下したが、概ね目標値を達成した。
- 指標3の実地における濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとした時の対応については、令和2年度に目 標値である70%を達成した。令和3年度及び令和4年度も目標値を達成した
- 指標4の特定販売における濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとした時の対応については、令和2年 度に目標値に達したものの、令和3年度には目標値に達しておらず実績値が低下傾向にあった。しかしながら令和4 年度は実績が向上し日標値を達成した。

# 総合判定

#### 【達成目標2 医薬品等副作用被害救済制度等による適正かつ迅速な救済の実施】

参考指標5~9については、その支給件数等から適正かつ迅速な救済が図られていると考えている。

# 【達成目標3 都道府県のGMP調査に係る薬事監視体制の向上】

- 指標10のGMP査察研修の受講者に対して実施したアンケートにおいて、GMP査察について理解が高まったと回答 した受講者の割合は令和4年度に目標値であった90%以上を達成した。
- 指標11の都道府県・独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)でのGMP査察研修の実施回数において は、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度、3年度において目標値を大きく下回っていたが、令和4年度には 22回まで回復し、目標未達ではあるものの目標達成に向けて進展があると評価した。

#### 【達成目標4 医療関係者や一般国民における後発医薬品の品質に対する信頼の確保】

- 指標12及び参考指標14については、都道府県の作業が必要となる取組であるため、新型コロナウイルス感染症の 流行による自治体における業務逼迫や感染防止対策の影響を受け近年検査数の低下が見られる。なお、指標12につ いては、外的要因である新型コロナウイルス感染症の影響により、目標値に対する達成度合いが80%未満となってい るが、当該要因の回復により件数の増加が見込まれることから令和4年度の達成状況は「△」となると見込んでいる。
- 指標13(実際に後発医薬品が使用された割合)は、令和3年度の実績値の増加率が小さく、令和4年度は目標の達 成が難しいと見込んだ。

#### 【総括】

以上より、全ての測定指標の達成状況が「○」又は「△」で、主要な測定指標の半数以上が「○」で、現行の取組を 継続した場合目標達成が可能であるとして、判定結果は③に区分されるものとしてBとした。

#### (有効性の評価)

#### 【達成目標1 一般用医薬品の販売制度の徹底】

- 指標1~4に関する調査事業については、調査結果を関係団体へ周知し、対応ができていない店舗等については 改善するよう促したこと、自治体に対し不順守施設の監視指導を依頼したこと等が有効に機能していると評価できる。
- 指標2については、令和4年度は目標値にわずかに届かなかったが、不遵守となった要因の把握を進めるとともに 引き続き販売制度のルールの徹底を周知する。

## 【達成目標2 医薬品等副作用被害救済制度等による適正かつ迅速な救済の実施】

・参考指標5~91に関する教済事業等については、被害者及び家族の高齢化や生活環境の変化に伴い、身体的な障害や病状の進行に加え、生活面、経済面での不安を抱える方も増えてきている。複合的な問題が生じている中で、 被害者団体による相談事業における相談件数も増加しており、被害者の支援に役立っていると評価できる。

#### 【達成目標3 都道府県のGMP調査に係る薬事監視体制の向上】

- 指標10については、「GMP査察について理解が高まった」と回答した受講者の割合が100%であったことから、本研 修事業の実施は都道府県のGMP調査に係る薬事監視体制の向上に対して有効に機能していると評価できる。
- 指標11については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け近年目標値を下回っていたものの、今年度は目標値 の90%以上となるまで研修機会を提供できており、本研修事業は薬事監視体制の向上に対して有効に機能していると 評価できる。

【達成目標4 医療関係者や一般国民における後発医薬品の品質に対する信頼の確保】 ・指標12に関する検査事業については、都道府県の作業が必要となる取組であるため、新型コロナウイルス感染症 の流行による自治体における業務逼迫や感染防止対策の影響を受け近年検査数の低下が見られるものの、引き続 き相当数の流通後発医薬品について品質試験を実施しており、また、品質試験(指標12)の結果である参考指標14に これ当就の出版なたとないに、いていてはいません。 ついて、流通後発医薬品の品質試験適合率が約100%であったことや指標13にて実際に後発医薬品が使用された割合が増加したことを踏まえると、当該指標に係る検査事業や品質確保対策事業は後発医薬品の品質に対する信頼の確保に対して有効に機能していると評価できる。 (効率性の評価)

## 【達成目標1 一般用医薬品の販売制度の徹底定着】

・指標1~4に関する調査事業については、執行額がほぼ一定であるにも関わらず、実績が上昇傾向にあることから 効率的な取組が行われていると評価できる。

### 【達成目標2 医薬品等副作用被害救済制度等による適正かつ迅速な救済の実施】

参考指標5~9について、医薬品等副作用被害救済制度の支給事務や薬害被害者の相談事業等については、必要最小限の人員で効率的に事業を実施している。

#### 【達成目標3 都道府県のGMP調査に係る薬事監視体制の向上】

・指標10及び指標11に関する研修事業については、単に同一の研修内容を毎年度繰り返すのではなく、最新の状況も踏まえ、毎年度研修内容を精査し、必要に応じた見直しを行っていることから、効率的な取組が行われていると評価できる。

#### 【達成目標4 医療関係者や一般国民における後発医薬品の品質に対する信頼の確保】

指標12、13及び参考指標14に関する事業については、都道府県の作業が必要となる取組であるため、新型コロナウイルス感染症の流行の影響を受け近年検査数の低下が見られるものの、令和3年度に予算が縮減するなかでも引き続き相当数の流通後発医薬品について、都道府県の対応が可能な範囲で品質試験の実施が維持されていることから、効率的な取組となっている評価できる。

施策の分析

評価結果と 今後の方向性

#### (現状分析)

#### 【達成目標1 一般用医薬品の販売制度の徹底】

- ・ ほとんどの指標が目標値を達成しており、一般用医薬品の販売制度の定着が進展している。一方で、濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとした場合は、一般用医薬品全般と比較して適正な対応の実施率が低い。このため特に、濫用等のおそれのある医薬品とインターネット販売等の状況を引き続き注視して、適正な販売がなされるよう取り組んでいく必要がある。
- ・ 指標1、3、4については目標を達成しているものの、濫用等のおそれのある医薬品の指定範囲が改正され、令和5年4月1日から適用されたことを考慮しつつ、目標の達成を維持できるよう対策をしていくことが必要である。
- ・ 指標2については、令和4年度実績値は目標達成が出来なかったところ、要因を把握した上で改善策を講じていく必要がある。

# 【達成目標2 医薬品等副作用被害救済制度等による適正かつ迅速な救済の実施】

参考指標5~9については、法律や和解に基づき適切に給付事務を行っている。また、相談事業は、被害者団体によるきめ細やかな支援を行っていることで相談件数も増加傾向にあり有効な施策である。

#### 【達成目標3 都道府県のGMP調査に係る薬事監視体制の向上】

- ・ GMP査察については、令和4年度は研修回数も回復し研修受講者の理解度も高く、国際調和も踏まえたGMP調査を遂行できる調査員の養成が進展している。
- ・ 指標10については、令和4年度の実績値が100%であり、令和4年度に90%という目標を既に達成している。しかしながら、令和4年度にモニタリングを開始した指標であり、引き続き、目標の達成を維持できるよう施策を進めていくことが必要である。
- ・ 指標11については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け近年目標値を下回っていたものの、今年度は目標値の90%以上まで研修提供回数が回復しており、目標に向けた取組が着実に進展している。

#### 【達成目標4 医療関係者や一般国民における後発医薬品の品質に対する信頼の確保】

- ・後発医薬品の使用割合の全国平均は順調に伸びており令和4年9月時点で79.94%(※)に達した。使用割合が最低の都道府県においても実績は増加傾向にあり、「2023年度末までに、全ての都道府県で後発医薬品の使用割合を80%以上」という目標に向け、品質確認のための検査等を通じた後発医薬品の品質に対する信頼の確保の取組も実績増加に寄与していると考える。
- (※)出典:「保険者別の後発医薬品の使用割合(令和4年9月診療分)」
- ・一方で、厚生労働省においてはこれまでに責任役員の設置や法令遵守体制整備を製造業者や製造販売業者等に 義務付けるとともに、行政処分の基準の厳格化や無通告立入検査の実施強化といった行政による製造管理体制の監 督強化などの対応を行ってきた。さらには、今後、「医薬品の迅速・安定供給実現に向けた総合対策に関する有識者 検討会」の議論を踏まえ、国・都道府県における薬事監視の体制の強化や、国と都道府県の薬事監視の速やかな情 報共有を含めた連携体制の整備を行い、薬事監視の質的な向上を図ることとしている。
- ・ 指標12及び参考指標14については、都道府県の作業が必要となる取組であるため、新型コロナウイルス感染症の流行の影響を受け近年検査数の低下が見られるが、流行の収束に伴い実績が回復していくことも期待できることから、現行の目標値を維持することが適当と考える。今後は、目標値の達成に向けて引き続き取組を進める必要がある。
- ・ 指標13(実際に後発医薬品が使用された割合)は目標値を下回ったものの、当該指標は医薬品の品質面だけで決まる指標ではないため、引き続き指標10~12の品質確保に係る取組を進め、品質の向上の観点から目標達成に貢献する。

(施策及び測定指標の見直しについて)

# 【達成目標1 一般用医薬品の販売制度の徹底】

- ・ 指標1、3、4については、引き続き目標達成を目指していく。指標3については令和5年度より濫用等のおそれのある医薬品の対象品目が大幅に拡大され、制度改正の影響を注視することが適切と考えられることから、指標を維持した上で引き続き販売ルールの徹底に向けた取組を進める。
- ・ 指標2については、関係団体や事業者に調査結果の共有並びに不遵守となった要因及び改善に向けた方策についてのヒアリングを行うこと等により改善を図ることとする。加えて、自治体に対し不遵守施設の監視指導の依頼を行い、目標達成を目指していく。

# 【達成目標2 医薬品等副作用被害救済制度等による適正かつ迅速な救済の実施】

・参考指標5~9については、今後も医薬品の副作用等による健康被害を受けられた方々に必要な施策であり、継続して適切に運用を行う。

# 次期目標等への反映の方向性

#### 【達成目標3 都道府県のGMP調査に係る薬事監視体制の向上】

- ・ 指標10については、令和4年度の実績値が100%であり、令和4年度に90%という目標を既に達成しているが、令和4年度にモニタリングを開始した指標であり、引き続き、目標の達成を維持できるよう、目標達成を目指していく。
- ・ 指標11については、順調に推移していることから、引き続き目標達成を目指していく。

【達成目標4 医療関係者や一般国民における後発医薬品の品質に対する信頼の確保】 ・指標12及び参考指標14については、検査数の目標値(指標12)は維持した上で、達成に向けて引き続き取組を進める。
・ 指標13については、実際に後発医薬品が使用された割合であることから、後発医薬品の品質に対する信頼の評価 指標として重要であるため、引き続き、測定指標として維持すべきである。
・指標12、13、参考指標14については、後発品の供給問題に至る原因や課題は、各種検討会において検討されているところであり、その議論も踏まえつつ、必要に応じて、今後その変更等を検討して参りたい。

参考·関連資料等

一般用医薬品販売制度実態把握調査(指標1~4関係) URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_34966.html 関連事業の行政事業レビューシート URL: https://www.mhlw.go.jp/jigyo\_shiwake/gyousei\_review\_sheet/2022/2021\_xls/0287.xlsx

令和3年度「後発医薬品品質確保対策事業」検査結果報告書 URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212757\_00007.html 行政事業レビューシート(令和3年度:事業番号299) URL:https://www.mhlw.go.jp/jigyo\_shiwake/gyousei\_review\_sheet/2022/2021\_1-7-2.html

担当部局名 医薬局	作成責任者名	総務課長 衣笠 秀村 室長 公と 秀村 室長 谷と女対策課長 医薬安全対策課長 野村 由美子 監視指導・麻薬 長 佐藤	政策評価実施時期	令和5年8月
-----------	--------	---	----------	--------